

かかりつけ歯科医初診料の見直し（案）

1. 現状

改定以降、かかりつけ歯科医初診料の算定要件について、日本歯科医師会から患者へのスタディモデル又は口腔内写真での説明、治療計画書の交付などの要件が煩雑との指摘があり、次期診療報酬改定での見直しを求めている。

（治療計画書については、日本歯科医師会が作成した簡素な「モデル記載様式」を認めたところ。）

2. 検討項目

- ①スタディモデル、口腔内写真を使った患者への説明
→スタディモデル、口腔内写真に代わる他に有効で簡便な方法
- ②かかりつけ歯科医治療計画説明書
→簡素な「モデル記載様式」の周知
- ③時間的要素の評価
- ④かかりつけ歯科医再診料の点数アップ
→支払い側を納得させる理由（患者への利益）

3. 対応方針

- ①スタディモデル、口腔内写真を使った患者への説明関係
 - (1)スタディモデル又は口腔内写真を使った患者へ説明が未実施な場合
 - 未実施減算 50～30点
 - (2)口腔内状態を把握できる模式図を取り入れた治療計画書により説明した場合を同一評価とする。（又は口腔内状態を把握できる模式図のみで説明）
- ②かかりつけ歯科医治療計画説明書
 - (1)簡素な「モデル記載様式」の周知
- ③時間的要素の評価
- ④かかりつけ歯科医再診料の点数アップ
 - (1)時間的要素の加算方式
症状の改善状況等の変化について 10分以上○○により患者に説明した場合
○点加算する。
 - (2)理念規定の明示
患者に対し必要に応じて症状の改善状況等の変化について適切に説明すること。

歯科診療報酬改定検討項目（案）

- 1 機能分担と連携
 - (病院歯科機能とかかりつけ歯科医機能の明確化)
 - 高次歯科医療を担う病院歯科の有機的連携の評価 1
 - かかりつけ歯科医機能の評価 3
 - 病院歯科の機能評価（感染予防対策の評価） 4
 - (歯科訪問診療の質の向上と効率化)
 - 訪問歯科診療の質の向上 5

- 2 歯科医療技術の適正評価
 - (齲蝕治療等評価)
 - 初期齲蝕進行抑制の評価 6
 - (歯科固有のものと技術の適正評価)
 - 歯及び補綴物の長持ちに関する技術評価 7
 - 新規技術への対応 9

- 3 出来高・包括の組み合わせ
 - 定型的な治療技術に対する評価方法の見直し 10

- 4 高齢者医療
 - 老人の特性に基づく歯周治療等の技術評価 11

- 5 医療に係る情報提供の推進
 - 患者に対する診療情報の提供（かかりつけ歯科医機能の評価） 再掲

かかりつけ歯科医機能の評価

(より良い歯科医療を目指すための機能評価)

1 現状、課題及び趣旨

患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を行うための「かかりつけ歯科医初診料」が平成12年改定で創設されたが、その普及率がやや低迷していることから患者に対しての情報提供の説明用資料を見直すなど、「かかりつけ歯科医初診料」本来の目的を勘案し、より効果的で解りやすい情報提供推進のための方策の評価を行う。

「かかりつけ歯科医初診料」 270点

「かかりつけ歯科医再診料」 40点

[算定要件]

- ①初診時に患者に同意の上で歯科疾患の状況を総覧的に診査し、治療計画を立案
- ②治療計画の内容を文書により患者に情報提供
- ③患者自身が視覚的に理解できる石膏模型又は口腔内写真を用いて説明
- ④当初の治療計画に基づく治療終了後から一定期間以内の再度の受診についてはかかりつけ歯科医再診料を算定

2 具体的内容

「かかりつけ歯科医初診料」に係る患者への情報提供のあり方について、継続的な歯科医学的管理の充実を図る観点から整理及び適正評価を行う。

- (1)石膏模型又は口腔内写真と同等で患者により解りやすい有効な方法の追加（関係学会等と協議して検討）
- (2)石膏模型又は口腔内写真を用いないで説明した場合の評価の検討（例：減算方式等）
- (3)より解りやすい継続的な情報提供手法の検討
 - ①長期経過後の情報提供
 - ②治療内容変更後の情報提供
 - ③部位ごとの診療内容（治療費用等含む）の情報提供等のあり方について検討
- (4)特掲診療料におけるかかりつけ歯科医の評価
継続的な歯科医学的管理を必要とする行為に対する加算の設定

診療報酬改定勉強会（歯科）参考資料

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | かかりつけ歯科医機能の評価 | 1 |
| 2 | 歯科訪問診療の検討メモ | 6 |
| 3 | 補綴物維持管理について | 13 |
| 4 | 歯科技工料金に係る厚生省告示 | 15 |
| 5 | 歯科診療報酬における若人・老人の対比 | 17 |
| 6 | 医科・歯科共通項目による影響 | 19 |
| 7 | その他 | 20 |

かかりつけ歯科医機能の評価

1 現状、課題及び趣旨

患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を行うかかりつけ歯科医を評価する。

2 具体的内容

従来の初診料に加え、新たに地域において継続的な管理を行うかかりつけ歯科医機能の評価する「かかりつけ歯科医初診料（仮称）」を新設。

（参考） 歯科診療所初診料 186点

[算定要件]

- ① 初診時に患者に同意の上で歯科疾患の状況を総覧的に診査し、治療計画を立案
- ② 治療計画の内容を文書により患者に情報提供（患者自身が視覚的に理解できる石膏模型又は口腔内写真の添付が必須）を行う。
- ③ 石膏模型又は口腔内写真については包括評価
- ④ 当初の治療計画に基づく治療終了後から一定期間以内の再度の受診については再診料を算定

(参考)

- 治療計画に係る文書情報提供の内容として考えられるもの
- ・ 保険医療機関名ならびに担当保険医氏名
 - ・ 部位（歯式又は図）
 - ・ 病名（齲蝕、歯周病等）
 - ・ 治療内容（抜歯、歯髄の治療、歯周治療、冠、ブリッジ、義歯等）
 - ・ 治療の予定期間又は予定回数
 - ・ 保険外負担の有無

平成 年 月 日

治療計画のお知らせ (控)

殿

※ 病名、治療期間等は、現時点で考えられるものであり、今後治療を進めていくにしたがって、変わり得るものであります。ご了解下さい。

| | |
|-------------------------|--|
| 主な病名 | <input type="checkbox"/> むし歯(う蝕) <input type="checkbox"/> 歯周病 <input type="checkbox"/> 欠損 <input type="checkbox"/> その他() |
| 初診日 | 平成 年 月 日 |
| 治療期間 | <input type="checkbox"/> 概ね1か月以内 <input type="checkbox"/> 概ね1か月以上 |
| 治療計画の概要 | <input type="checkbox"/> 歯に詰める <input type="checkbox"/> 歯にかぶせる <input type="checkbox"/> 歯ぐきの治療をする <input type="checkbox"/> 歯を抜く <input type="checkbox"/> 取り外せない入れ歯(ブリッジ)を作る <input type="checkbox"/> 取り外せる入れ歯を作る <input type="checkbox"/> 入れ歯の修理 <input type="checkbox"/> その他() |
| 保険給付外の治療の有無 | |
| 他の症状等 | <input type="checkbox"/> 特になし |
| | <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/> 写真 で説明 |
| 保険医療機関名 所在地 担当医氏名 | |

観 日本歯科医師会

〈参考資料〉

- かかりつけ歯科医初診料の届出状況
(H12.7.1時点)

| | | |
|----------|--------|---------|
| 歯科医療機関総数 | 65,406 | |
| 届出医療機関数 | 43,503 | → 66.5% |

- 補綴物維持管理料の届出状況
(H11.7.1時点)

| | | |
|-----------|--------|---------|
| 歯科保険医療機関数 | 64,616 | |
| 届出医療機関数 | 58,358 | → 90.3% |